

第3次 岡崎市障がい者基本計画

【平成21～26年度】

概要版



岡 崎 市

1 計画策定の目的

本市におけるこれまでの障がい者施策の成果を受け継ぎつつ、ニーズの多様化や法制度の改正などに迅速・的確に対応し、誰もが地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていく基本的方向を明らかにするために、第3次岡崎市障がい者基本計画を策定します。

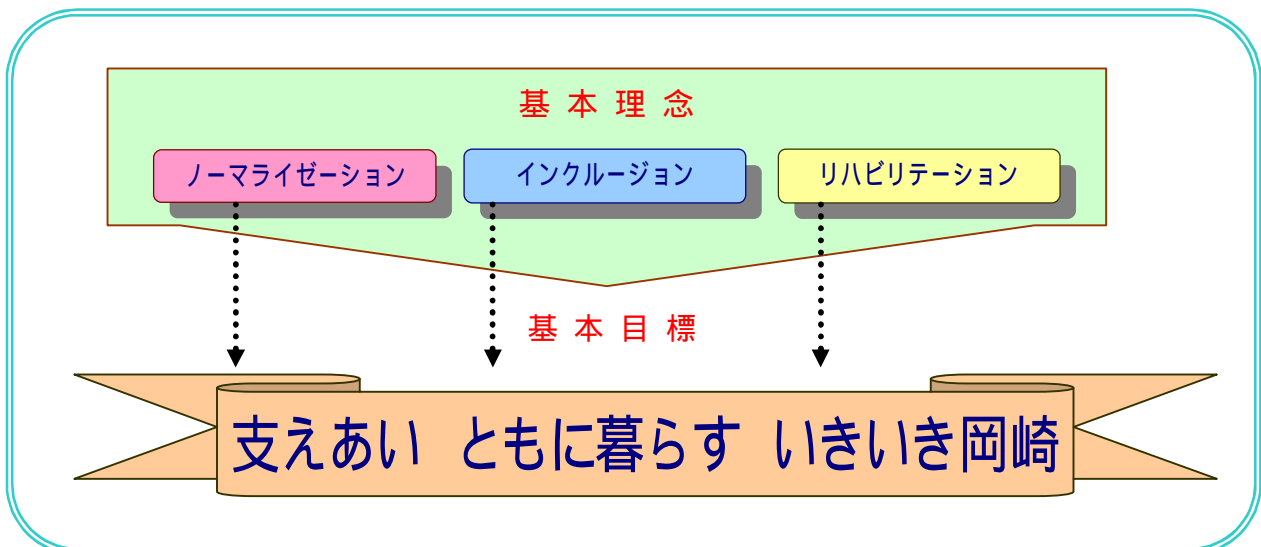
2 計画の位置づけ・期間

本計画は、障害者基本法第9条第3項に基づく「市町村障がい者計画」として、平成21～26年度における本市の障がい者施策の基本的方向を総合的・体系的に定めます。

障害者自立支援法第88条に基づく岡崎市障がい福祉計画（第2期：平成21～23年度、第3期：平成24～26年度）は、本計画の関連部分との整合を図りながら、別に策定します。

3 基本理念・基本目標

本計画では、本市が市民とともに障がい者施策を推進していく上での前提とする基本理念（考え方）を『ノーマライゼーション』・『インクルージョン』・『リハビリテーション』と、めざしていく基本目標（まちの姿）を、『支えあい ともに暮らす いきいき岡崎』とします。



『ノーマライゼーション』すべての人が自らの障がいの種類や程度に関わらず、平等に社会の構成員として自立した生活や社会活動を営めるようにすることが、本来の望ましい姿であるとする考え方

『インクルージョン』：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方

『リハビリテーション』医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加するあり方

4 3つの重点的な取り組み

1 岡崎市福祉の村の拠点機能の強化

岡崎市福祉の村は、発達障がい児や医療的ケアの必要な重度障がい者の増加、入所・入院者の地域移行など、今日的な課題に長期的に対応していけるよう、精神障がい者支援機能を含んだ障がい児・者施設として、機能の再編・抜本的強化を図ります。

若葉学園・めばえの家の利用定員枠の見直し、療育支援体制・訓練機能の強化、精神障がい者支援機能の創設、総合的な相談支援機能の創設、障がい種別に応じたりハビリテーションの場の強化などを進めていきます。

再編・抜本的強化にあたっては、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園、岡崎市民病院をはじめ、地域医療資源との療育・医学的リハビリのネットワークの形成をめざします。

2 サービスコーディネータ力の底上げ

障害者自立支援法上の相談支援事業所を、現在の市内4カ所体制から、市内7カ所体制に拡充し、身近な地域で支援サービスに関する相談を受け、適切なケアマネジメントが行える体制づくりを進めます。

障がい者自立支援協議会、特別支援教育連携協議会、精神保健福祉ネットワーク会議などの場を通じて、事業者、雇用、教育、医療・保健等の専門職が随時ケース検討を行うとともに、専門職の各種研修の実施などを通じて、コーディネート能力の向上を図っていきます。

障がい当事者同士の支えあい、相談の場の確立に努めていきます。

3 災害時要援護者支援体制の強化

民生委員・児童委員、防災防犯協会、学区福祉委員会、福祉避難所協定締結施設と連携しながら、障がい当事者の参加も含め、地域内での普段からの見守りと災害時要援護者支援体制の強化を図っていきます。

登録率の向上や、登録要援護者情報の共有・的確な更新、地域支援者による平常期からの見守りネットワークづくりを促進するほか、「平成20年8月末豪雨」の実態を検証し、緊急通報・避難誘導・安否確認の方法や、災害発生後の福祉・医療ニーズへの対応方法を各地区で検討・確立していきます。

5 政策目標

(1) 市民の福祉意識を高める

啓発・広報

障がい者が排除されことなく一緒に暮らせる地域をめざし、啓発・広報活動や福祉教育、交流活動の一層の拡大に努めていきます。

〔主要施策〕

- 1 啓発広報活動の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 地域福祉活動の活性化



(2) 生活の質を維持・増強する

生活支援（福祉）

障がい者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスの展開を促進し、障がい者一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図っていきます。

とりわけ障害者自立支援法に基づく生活支援サービスの充実を図るとともに、障がい者の自己選択、自己決定を支援するため、相談支援やケアマネジメント、権利擁護の推進に重点的に取り組みます。

〔主要施策〕

- 1 日常生活への支援の充実
- 2 日中活動への支援の充実
- 3 居住の場への支援の充実
- 4 相談体制の充実
- 5 円滑なコミュニケーションの支援
- 6 権利擁護の推進



(3) 安全で快適な生活空間を確保する

生活環境

段差や出入り口、住宅や店舗などの構造、点字誘導・音声案内・文字表示案内など、まちの物理的なバリア(障壁)・情報面のバリアを点検・整備し、意識的バリアがなく障がい者が暮らしやすい・使いやすい生活環境づくりに努めます。

また、災害時要援護者支援制度の充実などにより、一人ひとりの障がい特性に応じた防災・防犯対策の強化に努めます。

〔主要施策〕

- 1 障がい者にやさしい公共空間の確保
- 2 移動手段の確保
- 3 住宅環境の整備
- 4 生活安全の確保



(4) 子どもの力を伸ばす

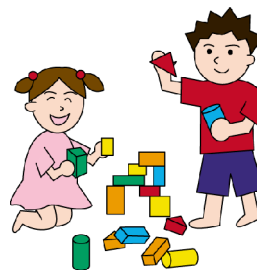
療育・教育・育成

障がいの状況や特性等に応じて、子どもにとって一番よい教育の場を作り、一人ひとりの個性や可能性を最大限に伸ばせる教育を得られるよう、教職員や保育士、関係職員の理解と資質・能力等の向上を図るとともに、施設の改修・増強等を促進していきます。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育むため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な相談の実施に努めます。

〔主要施策〕

- 1 特別支援教育推進体制の確立
- 2 学校教育の充実
- 3 就学前保育・教育、放課後対策の充実



(5) いきいきと働けるしくみをつくる

雇用・就業

ハローワーク（公共職業安定所）などと連携して民間事業所での障がい者雇用の促進・障がい者の就業の拡大を図り、就業の定着の向上にも努めるとともに、岡崎市自身の障がい者の雇用・業務の発注・授産製品のPRなどに努めます。

また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、障がい者就業・生活支援センターなどと連携しながら、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

〔主要施策〕

- 1 一般就労の促進
- 2 行政自身の障がい者雇用対策の強化
- 3 福祉的就労の促進



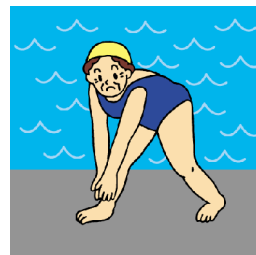
(6) 健康を維持・増進・回復する

保健・医療・療育

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、市役所・保健所、岡崎市民病院、岡崎市福祉の村、愛知県立心身障害児療育センター第二青い鳥学園、その他各医療機関等が密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

〔主要施策〕

- 1 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
- 2 心と体の健康づくりの推進
- 3 地域医療・医学的リハビリテーションの充実



「療育」については、(3)(6)の両方に位置づけています。

(7) 参画できるしくみをつくる

スポーツ・文化・まちづくり

障害者自立支援法による外出支援サービスやコミュニケーション支援サービスの充実などを通じて、地域で行われる幅広い活動への参加を促進するとともに、そうした活動を通じて、障がい者一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かしていきます。

〔主要施策〕

- 1 スポーツ・文化活動の促進
- 2 障がい者団体の活性化と家族支援の強化
- 3 まちづくり活動への参画の促進



6 計画の推進と進行管理

本市には、社会福祉関連施策の諮問機関として「岡崎市社会福祉審議会」(全体会・障がい者福祉専門分科会)が、障害者自立支援法上のサービスを円滑に推進する協議機関として「岡崎市障がい者自立支援協議会」(全体会・個別支援専門部会・就労支援専門部会・その他専門部会)が、発達障がい児への支援策等の協議機関として「岡崎市特別支援教育連携協議会」が、障がい者の雇用促進策等の協議機関として「岡崎市雇用対策協議会」があります。

障がい者や関係団体の代表、公募市民、サービス事業所の保健・医療・福祉専門職、学識経験者、市関係部局の担当者等で構成されるこれらの会議において、本計画及び第2期岡崎市障がい福祉計画の実施状況の点検と進行管理を行っていきます



主な数値目標

政策目標	項目	19年度末 実績値	23年度末 目標値	26年度末 目標値	備考
	市の障がい者施策への満足度	31%	-	40%	障がい者アンケートから
1 市民の福祉意識を高める	差別・偏見・疎外感を感じた障がい者の割合	41%	-	30%	障がい者アンケートから
2 生活の質を維持・増強する	ホームヘルプ（居宅介護）の利用延時間	3,788時間 （17カ所）	4,557時間 （20カ所）	5,201時間 （23カ所）	20年3月実績 （延時間/月） （事業所数）
	グループホーム・ケアホームの利用実人数	40人 （10カ所）	75人 （17カ所）	105人 （23カ所）	20年3月実績 （人/月） （カ所数）
	相談支援事業委託事業所における相談件数	11,712件 （4カ所）	13,967件 （5カ所）	15,938件 （7カ所）	（件/年） （事業所数）
3 安全で快適な生活空間を確保する	災害時要援護者登録割合	59%	-	65%	申出数/全対象者数
4 子どもの力を伸ばす	個別の教育支援計画策定率	100% （市管轄の学校で導入）	-	100% （すべての特別支援学校・特別支援学級で導入）	
5 いきいきと働けるしくみをつくる	福祉施設から一般就労への移行人数	18人	24人	48人	実績値は平成18年度からの実績
6 健康を維持・増進・回復する	障がい児・者地域療育等支援事業の療育相談延件数	749件 （1カ所）	893件 （1カ所）	1,019件 （1カ所）	（件/年） （事業所数）
7 参画できるしくみをつくる	障がい者団体数	5団体 （法人0団体）	-	5団体 （法人1団体）	

第3次 岡崎市障がい者基本計画

< 概要版 >

発行年月：平成21年3月

発行：岡崎市障害福祉課

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地

TEL: 0564-23-6155 FAX: 0564-25-7650